

重要事項説明書

1 事業所の概要

事業所名	横浜市上飯田地域ケアプラザ 居宅介護支援事業所	
所在地	横浜市泉区上飯田町1338-1	
事業者指定番号	横浜市 1473600052号	
管理者・連絡先	相沢 扶友子 TEL 045-802-8200 FAX 045-802-6800	
サービス提供地域	横浜市泉区	
併設サービス	通所介護 介護予防通所介護 地域包括支援センター	

2 事業所の職員体制

職種	従事するサービス内容等	人員
管理 者	管理者は、業務の管理を一元的に行います。	1名(常勤兼務)
介護支援専門員	介護支援専門員は、要介護者等からの相談に応じるとともに、居宅サービス計画の作成を行います。また、課題の分析を行い、必要に応じて利用者への説明を行います。	1名(常勤兼務)

3 業務日及び業務時間

業務日	業務時間
火曜日から土曜日まで ただし、祝日及び12月29日から1月3日までを除きます。	午前9:00から午後17:00まで。

4 サービス内容

- (1) 居宅サービス計画の作成
- (2) サービス事業者との連絡調整
- (3) 居宅介護サービス計画の実施状況の把握
- (4) 市町村への連絡・調整等
- (5) 介護保険施設の紹介その他便宜の供与

5 サービス利用料及び利用者負担

- (1) 居宅介護支援を提供した場合の利用料の額は、厚生労働省が定める基準によるものとします。ただし、当該指定居宅介護支援が法定代理受領サービスであるときは、利用者負担はありません。
- (2) 介護支援専門員が通常のサービス実施地域を越える地域に訪問・出張する必要がある場合は、その旅費1kmあたり50円の負担をお願いすることがあります。
- (3) 利用者は、この居宅介護支援にかかる訪問調査、居宅サービス計画の作成等のサービス提供を1週間以上の予告期間をもって解約できます。その際のキャンセル料等については必要ありません。

6 当事業所における運営方針

当事業所におけるサービス提供方針は次のとおりです。

- (1) 居宅介護支援の提供に当たっては、利用者の自宅又は事業所の相談室において、利用者及びその家族に対し、サービスの提供方法等について、理解しやすいよう説明を行うとともに、相談に応じます。
- (2) 居宅サービス計画の作成にあたっては、利用者の意思を尊重し、心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者が自立した日常生活を営むことができることを目標とします。また、計画の作成にあたっては、原則として、相談を受け付けてから7日以内に利用者宅を訪問の上、状況調査を行います。課題の分析について使用する課題分析方法は、MDS-HC方式、及び課題分析表を用います。
- (3) 適正な保健医療サービス及び福祉サービスが、多様な事業者から、総合的かつ効率的に提供されるように、常に利用者の立場に立ち、提供されるサービスが特定の種類又は特定の事業者に不当に偏ることのないように、公正中立に居宅サービス計画を作成するとともに、サービス事業者との連絡調整を行います。

- (4) 適切なケアマネジメントの公正中立性の確保を図る観点から、利用者に当事業所の作成したケアプランにおける訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の各サービスの利用者割合、及び各サービスごとの同一事業者によって提供されたものの割合を説明し、文書で同意を得るものとします。当事業所のケアプランの訪問介護、通所介護、地域密着型通所介護、福祉用具貸与の利用状況は別紙のとおりです。
- (5) 事業の実施にあたっては、関係行政機関、地域の保健・医療・福祉サービス、ボランティア団体等との綿密な連携を図り、総合的なサービス提供の調整に努め、要介護状態の軽減もしくは悪化の防止又は要介護状態になることの予防に資するよう十分配慮いたします。
- (6) 事業所は、介護支援専門員等の質的向上を図るために研修の機会を次のとおり設けるものとし、また業務態勢を整備します。
- ア 採用時研修 採用後2か月以内
- イ 定期研修 神奈川県、横浜市が開催する講習会や連絡会、現任研修、各研修機関や地域で実施される研修へ派遣する。
- (7) 居宅介護支援のサービス提供に際し、ご利用者は複数のサービス事業者等を紹介することを求めることができます。また、居宅サービス計画に位置付けた指定居宅サービス事業者等の選定理由の説明を求める事ができます。
- (8) 病院又は診療所に入院する必要が生じた場合に、担当介護支援専門員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に提供するよう依頼します。

7 第三者評価について

最終評価実施日 平成26年1月22日（令和元年7月1日現在）

評価機関 株式会社フィールズ

また、横浜市上飯田地域ケアプラザは、横浜市の指定管理施設として、運用指針に基づき標準指定期間5年内に1回、第三者評価機関による評価を実施していますが、居宅介護支援事業については、これに限りません。

8 緊急時等における対応

サービス提供時に利用者の病状が急変した場合、その他必要な場合は、速やかに主治医や利用者の家族に連絡等をとるなど必要な措置を講じます。

9 事故発生時の対応

サービス提供により事故が発生した場合には、家族、市町村及び関係諸機関等への連絡を行うなど必要な措置を講じ、事故の状況や事故に際してとった処置について記録します。また、利用者に対する居宅介護支援の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

10 秘密保持

- (1) 事業所及び介護支援専門員は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持します。ただし、居宅サービス計画を作成するにあたり、サービス事業者に開示しなければならない情報については、事前に利用者又はその家族から、文書で同意を得るものとします。
- (2) 事業所及び介護支援専門員は、業務上知りえた利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

11 衛生管理

介護支援専門員の清潔の保持及び健康状態について、年に1度の健康診断等必要な管理を行います。

12 非常災害対策

天災その他の災害が発生した場合、介護支援専門員は利用者の安全確保、避難等適切な措置を講じます。非常災害に備え、災害時マニュアルを整備するとともに定期的に避難訓練を行ないます。

13 相談窓口、苦情対応

○当事業所のサービスに関する相談や苦情については、次の窓口で対応いたします。

連絡先	TEL：045-802-8200 FAX：045-802-6800
担当者	相沢 扶友子
その他	相談・苦情については、担当者、管理者及び介護支援専門員が対応します。不在の場合でも、応対した者が必ず「苦情相談記録表」を作成し、担当者、管理者及び介護支援専門員に引き継ぎます。

○その他、お住まいの区役所及び神奈川県国民健康保険団体連合会においても苦情申出等ができます。

【神奈川県国民健康保険団体連合会(国保連)】

所在地	横浜市西区楠町27番地1
連絡先	TEL: 045-329-3447
受付時間	午前8:30~午後17:15 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

【横浜市役所 介護事業指導課】

所在地	横浜市中区本町6丁目50-10
連絡先	TEL: 045-671-2356 FAX: 045-550-3615
受付時間	午前8:45~午後17:15 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

【泉区役所 高齢・障害支援課】

所在地	横浜市泉区和泉町4636-2
連絡先	TEL: 045-800-2436 FAX: 045-800-2513
受付時間	午前8:45~午後17:00 (土曜・日曜・祝祭日・年末年始を除く)

1 4 運営法人の概要

名称	社会福祉法人 公正会
代表者名	理事長 斎藤智範
法人本部所在地・連絡先	横浜市泉区池の谷3901番地1 TEL: 045-812-8181
実施事業の概要	特別養護老人ホーム 希望苑 横浜市上飯田地域ケアプラザ 横浜保育室 のぞみ保育園

【説明確認欄】

令和 年 月 日

重要事項について文書を交付し、説明しました。

説明者 _____ 印 _____

私は重要事項について交付、説明を受け、同意しました。

説明を受けた人 _____ 印 _____